

◎当該会社（子会社）とその親会社との間に取引がある場合（子会社の事業報告に記載）
（子会社に相当する当該会社が、公開会社又は会計監査人設置会社である場合に限る）

- ①親会社等があり子会社等に相当する会社の場合で、親会社等との間に取引があり、
- ②又は、当該会社と第三者との間の取引で当該会社と親会社との間の利益が相反する取引がある場合で、
- ③その取引について個別注記表において「関連当事者との取引に関する注記」（会算規 98 条 1 項十五号・会算規 112 条）を要するものがあるときは、

（注 1）関連当事者との取引で個別注記表に記載することを要しない場合については、（注 10）を参照する。

（注 2）会算規 98 条第 2 項 注記表の表示要否区分では、公開会社以外かつ会計監査人非設置会社は、この注記第十五号を表示することを要しない、としている。

（注 3）関連当事者との取引の注記では、支配 100%の親会社も関連当事者に含める。（すなわち 100%子会社も会計監査人設置会社の場合、注記を作成する）

（注 4）公開会社で会計監査人非設置会社の場合、注記すべき事項のうち、関連当事者との取引の内容、取引金額、取引条件と取引条件の決定方針については、個別注記表の記載を省略し、計算書類の附属明細書に記載することができる。

- ④当該子会社は、当該取引に係る次に掲げる事項を事業報告に記載しなければならない（会社規 118 条五号）。又は、計算書類の附属明細書に当該取引事項の記載がある場合は、事業報告の附属明細書に当該取引に係る次に掲げる事項を記載しなければならない（会社規 128 条 3 項）

イ 当該取引をするに当たり当該会社の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合は、その旨）

ロ 当該取引が当該会社の利益を害さないかどうかについての当該会社の取締役会の判断及びその理由

ハ 社外取締役を置く会社において、ロの取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

（注 5）事業報告、又は事業報告の附属明細書に、当該の記載事項がある場合は、監査報告に、記載されている事項についての監査役（会）の意見を記載する（会社規 129 条 1 項六号）。

（注 6）関連当事者とは

親会社、子会社、関係会社、関係会社の親会社、関係会社の子会社、関連会社、関連会社の子会社、10%以上の株式を有する株主とその近親者、会社の役員とその近親者、親会社の役員とその近親者、等をいう（会算規 112 条 4 項）。

(注 7)関係会社とは

当該会社の親会社、子会社及び関連会社、又は当該会社が他の会社の関連会社である場合には、当該他の会社（会算規 3 項二十二号）

(注 8)関連会社とは

会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合、当該他の会社等をいう（子会社を除く）（会算規 2 条 3 項十八号）。

(注 9)関連当事者との取引に関する注記は、当該関連当事者の名称や議決権割合、当該関連当事者との関係、取引の内容、取引金額、取引条件、取引条件の決定方針等を記載する。

ただし、当該会社が、会計監査人非設置会社の場合、取引の内容、取引金額、取引条件、取引条件の決定方針については、個別注記表に記載することを省略でき、それらの事項を計算書類の附属明細書に記載することができる（会算規 112 条 1 項ただし書）。

(注 10)関連当事者との取引であっても、次の掲げる取引については、関連当事者との取引に関する注記又は計算書類の附属明細書に記載する必要はないと規定されている（会算規 112 条 2 項）

- 一 一般競争入札による取引、及び取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引（預金利息、配当金を含む）
- 二 役員に対する報酬等
- 三 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

(注 11)一般には、会社と関連事業者との取引が、上記に掲げた記載を必要としない取引に該当しそうな場合でも、開示することを重視し、注記に記載しておく場合が多い。

◎社外取締役との連携について

日本監査役協会監査基準第 16 条（社外取締役等との連携）

1. 監査役会は、会社に社外取締役が選任されている場合、社外取締役との情報交換及び連携に関する事項について検討し、監査の実効性の確保に努める。【Lv.4】 監査役及び監査役会は、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携の確保に努める。【Lv.4】
2. 筆頭独立社外取締役が選定されている場合、当該筆頭独立社外取締役との連携の確保に努める。【Lv.4】
3. 前 2 項のほか、監査役は、社外取締役を含めた非業務執行役員と定期的に会合をもつなど、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査上の重要課題等について意見を交換し、非業務執行役員間での情報交換と認識共有を図り、信頼関係を深めるよう努める。【Lv.4】

【第 1 項参考】 GC 補充原則 4－4 ①、【第 2 項参考】 GC 補充原則 4－8 ②

【第 3 項参考】 GC 補充原則 4－8 ①

GC 補充原則 4－4 ①

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

GC 補充原則 4－8 ②

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

GC 補充原則 4－8 ①

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

*会社法第 2 条第 15 号「社外取締役」要件の概要

①現在又は就任前 10 年間、当該会社の業務執行取締役、執行役、使用人でないこと

(ただし、就任前 10 年間非業務執行取締役、監査役であった者には条件の緩和あり)

②現在又は就任前 10 年間、子会社の業務執行取締役、執行役、使用人でないこと

(ただし、同上あり)

③当該会社のオーナー、親会社等の取締役、執行役、使用人でないこと

④当該会社の親会社の子会社等（兄弟会社）の業務執行取締役、執行役、使用人でないこと

⑤当該会社の取締役、執行役、重要な使用人又はオーナーの配偶者又は 2 親等以内の親族でないこと

*東京証券取引所の「独立役員」の独立性基準

(1)以下の者は、「独立」ではない（一般株主と利益相反のおそれがある）

①当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者

②当該会社を主要取引先とする者もしくはその業務執行者、又は当該会社の主要取引先もしくはその業務執行者

③当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている者、又はその法人等に所属する者（コンサルタント、会計専門家、法律専門家）

④最近において、①～③に該当していた者

⑤次のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者

・上記①～④に掲げる者

・当該会社又はその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員に指定する場合は、非業務取締役・会計参与を含む）

・最近において前項に該当していた者

(2)開示加重要件（独立役員に指定した場合、理由を独立役員届出書等に記載する）

- ①過去に当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者であった者
- ②過去に当該会社を主要取引先とする者の業務執行者であったもの、又は過去に当該会社の主要取引先の業務執行者であったもの
- ③当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている者（コンサルタント、会計専門家、法律専門家）が法人等である場合に、当該法人等に過去に所属していた者
- ④当該会社の主要株主（法人である場合は、当該法人の業務執行者、又は過去に業務執行者であった者）
- ⑤以下に掲げる者（重要でない者を除く）の近親者
 - ・上記①～④までに掲げる者
 - ・過去に当該会社・子会社の業務執行者であった者（社外監査役を独立役員に指定する場合は、非業務取締役・会計参与を含む）

(3)その他 別途検討が必要とされる者の例

上場会社が、持株会社形態の場合、社外監査役・社外取締役が重要な事業子会社の「主要な取引先」の業務執行者であるとき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないか、審査する。

以上